

医師等の皆さまへ～新型コロナワクチンの副反応疑い報告のお願い～

副反応疑い報告の方法

報告の主体

報告の対象となる症状の発生を知った、医師又は医療機関の開設者は、**予防接種法第 12 条**に基づき、報告しなければならないこととされています。

※ 接種会場から医療機関に患者を搬送した場合など、複数の医師・医療機関が症状の発生を知った場合も、接種の状況や経過などの情報を可能な範囲でまとめて、いずれかの医師等から、必ず報告するようお願いいたします。

報告の基準

報告の対象となる症状は次の通りです。

○アナフィラキシー（ワクチンとの関連によらず、**接種後 4 時間以内に発生した場合が報告の対象**です。）

○血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）
（ワクチンとの関連によらず、接種後 28 日以内に発生した場合が報告の対象です。）

○**医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、以下に該当するもの（予防接種との関連性が高いと医師が認める期間に発生した場合が報告の対象**です。）

- ・入院治療を必要とするもの
- ・死亡、身体の機能の障害に至るもの
- ・死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの